

議案第24号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年3月目黒区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）」を「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）又は売春防止法（昭和31年法律第118号）」に改める。

第9条第1項第1号中「の患者に接し、又は当該病原体等に接触する」を「その他規則で定める感染症の患者（その疑いがある者を含む。）等に接する」に改め、同項第2号中「規定する感染症の患者」の次に「（その疑いがある者を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第9条第1項の規定は、令和2年2月16日から適用する。

（説明） 福祉業務手当及び防疫等業務手当の支給範囲を拡大するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(福祉業務手当)</p> <p>第7条 福祉業務手当は、福祉に関する事務所に勤務する職員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）</u>、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u>、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</u>又は<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）</u>に定める業務を行うため家庭等を訪問した場合に支給する。</p> <p>2 （現行に同じ。）</p> <p>(防疫等業務手当)</p> <p>第9条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 保健所に勤務する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医</p>	<p>(福祉業務手当)</p> <p>第7条 福祉業務手当は、福祉に関する事務所に勤務する職員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）<u>又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）</u>に定める業務を行うため家庭等を訪問した場合に支給する。</p> <p>2 （省略）</p> <p>(防疫等業務手当)</p> <p>第9条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 保健所に勤務する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医</p>

療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項（第2号を除く。）、第4項及び第9項に規定する感染症その他規則で定める感染症の患者（その疑いがある者を含む。）等に接する業務に従事した場合

(2) 保健所に勤務し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第2号に規定する感染症の患者（その疑いがある者を含む。）に常時接する業務に従事する職員が、家庭等を訪問することにより当該患者に接した場合

2 （現行に同じ。）

療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項（第2号を除く。）、第4項及び第9項に規定する感染症の患者に接し、又は当該病原体等に接触する業務に従事した場合

(2) 保健所に勤務し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第2号に規定する感染症の患者に常時接する業務に従事する職員が、家庭等を訪問することにより当該患者に接した場合

2 （省略）